

## 埼玉県告示第八百三十号

### 告 示

三芳町から富士見都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都  
市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二  
十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において  
縦覧に供する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野元裕